

平成28年度

## 次世代エネルギー事業推進補助金

評価表

NO.

10

所管部課名	新エネルギー対策課	担当者	福永 雄朗					
事務事業名	次世代エネルギー推進費							
根拠法令	薩摩川内市企業立地支援条例							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	5,000千円	千円	5,000千円	千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	次世代エネルギー発電設備の設備容量	150,000kW	平成33年度					
成果指標②								
補助対象者	本市内において、土地・建物（償却資産は除く。）の貸借、取得等により、次世代エネルギー発電施設を新設又は増設する次世代エネルギー発電事業者。							
補助対象経費	新設及び増設により増加した次世代エネルギー発電施設に係る土地・建物（償却資産は除く。）の固定資産税相当額。							
補助対象事業・活動の内容	新設及び増設により増加した次世代エネルギー発電施設に係る土地・建物（償却資産は除く。）の固定資産税相当額を課税開始後3年を限度とし、単年度につき100万円を限度額。							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	新設及び増設により増加した次世代エネルギー発電施設に係る土地・建物（償却資産は除く。）の固定資産税相当額。単年度につき100万円を限度額。							
上記項目の積算方法	当該用地の変更前後の税額を明らかにする書類（固定資産公課証明書、固定資産税課税明細書、固定資産課税台帳の写し等）							
補助を受ける3年事業の決算状況等の	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			747,000	100.0%	1,624,000	100.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		747,000	100.0%	1,624,000	100.0%
	支出	固定資産税相当額			747,000	100.0%	1,624,000	100.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		747,000	100.0%	1,624,000	100.0%
支出計/前年度支出計						217.4%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数		0		2		10		
成果指標の推移①				1,283kW増加		3,172kW増加		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成25年度創設） 【事業のPR方法】HP掲載・ラジオによるアナウンス							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	次世代エネルギー発電設備の導入が図られることによりエネルギー自給率の向上、またCO2排出抑制につながり、福祉の向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	次世代エネルギー発電設備の導入に対し、初期費用の負担軽減を図ることで、一層の導入促進を促すため、また、国が示している2030年の総発電電力量における再生可能エネルギー構成比率22%～24%を達成する為にも必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	次世代エネルギー発電設備の導入により、CO2の排出抑制が図られ、地球にやさしい環境づくりに効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	次世代エネルギー発電事業は、技術的・産業的にも確立されており、事業者で事業を行うことで経済の浮揚、地域の活性化が図られるため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要綱に明記されており、妥当性を欠く水準とはなっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	発電事業の期間（固定価格買取制度での売電期間）は、20年間であり、補助期間が当初3年間であることから半永続的・固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	経済の浮揚、地域の活性化が図られる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	次世代エネルギーの導入促進には、初期投資の負担軽減が効果的であることから、事業者への補助金交付が最も妥当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要綱に明記されており、妥当性を欠くものとはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 次世代エネルギーの導入促進を図り経済の浮揚、地域の活性化、また、国が示す2030年の総発電電力量における再生可能エネルギー構成比率の22～24%を達成するためにも本補助金は必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市次世代エネルギー事業推進補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第218号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市次世代エネルギー事業推進補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市内において次世代エネルギー発電施設を立地する事業者に対して、本市内における次世代エネルギーの導入促進及びそれを生かした経済の浮揚及び地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 次世代エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）等の再生可能エネルギー及び潮力、波力等の今後開発が期待されているエネルギーをいう。

(2) 次世代エネルギー発電事業者 市内に設置した施設等を用いて、次世代エネルギー源に由来する電気を、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条又はその他の契約に基づき電気事業者に売却を行う者をいう。

(3) 次世代エネルギー発電施設 次世代エネルギー発電事業者が発電事業を行う上で必要となる施設等をいう。

(助成措置の対象)

第4条 助成措置は、本市内において、土地・建物（償却資産は除く。）の貸借、取得等により、次世代エネルギー発電施設を新設又は増設する次世代エネルギー発電事業者を対象とする。

(補助金の額及び期間)

第5条 補助金の額は、新設及び増設により増加した次世代エネルギー発電施設に係る土地・建物（償却資産は除く。）の固定資産税相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、単年度につき100万円を限度額とし、補助期間は、課税開始後3年を限度とする。

3 交付期間内の各年度の補助金の額は、交付初年度の補助金の額と同額とする。ただし、事業規模に大きな変化がある場合等は、この限りでない。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、条例第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(成果)

第7条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、次世代エネルギーの導入促進とする。

(見直しの期間)

第8条 基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第9条 基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、次世代エネルギー発電施設の設備容量を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。